

世界自然遺産保全・管理事業に関する島民や来島者への配慮

環境省小笠原自然保護官事務所

小笠原諸島世界自然遺産地域の保全・管理を進めるにあたり、島民・来島者への配慮は重要であり、管理計画にも以下のとおり記載されています。今般、これまでの配慮不足の指摘などを踏まえ、毎年度始めに環境省小笠原自然保護官事務所から各管理機関に配慮不足の事例をまとめ共有することとしましたので、適宜、各事業で参考としてください。

※管理計画抜粋

【村民や来島者等への配慮】

・各島において保全のための事業や調査・研究等を実施する際には、対象となる生物のみでなく、周辺の環境やその場所を利用する村民や来島者等にも配慮が必要である。配慮事項の例として以下が挙げられる。

- 事業等の内容について村民や来島者へ事前に周知する
- 事業等が実施中である旨をわかりやすく表示・案内する
- 現場作業中は用具等をできる限り一か所にまとめる
- 現場に設置した観測機器等は使用後速やかに回収する など

【事例 1】

○ヘリコプターでの南島接近

工事・事業概要：

「令和 5 年度小笠原国立公園自然再生施設整備工事（その 2）」において、兄島に外来生物侵入防止柵を設置するとともに廃材を兄島から撤去するため、令和 6 年 4 月 17 日～23 日にヘリコプターを用いた資材運搬を実施。

配慮の不足：

4 月 23 日 9 時頃、当初予定になかった南島付近をヘリが飛行。南島に接近した際に、海鳥が飛び立つ状況を操縦士が目視したため当該空域から離脱した。上陸中の観光事業者・観光客への影響が発生した。

再発防止策：

- ・事前説明・作業員講習での配慮事項伝達の徹底、ヘリ飛行時配慮事項の策定
- ・現場監督による未然防止・中断指示等の徹底
- ・地域連絡会議構成員による配慮状況の事前確認
等



【事例2】

○指定ルート近傍での実証試験

工事・事業概要：

「令和5年度小笠原国立公園グリーンアノール防除技術開発業務」において、グリーンアノールの散布型トラップ開発のため、令和5年9月にドローンでのトラップ散布試験を父島岩山の乾性低木林内で実施。

配慮の不足：

当初は指定ルートから望見されない位置で100個程度のトラップの散布を予定していたが、指定ルート上から見える位置に3～4個の散布型トラップが落下していた。

再発防止策：

- ・保全事業を実施する箇所は、指定ルート周辺等の観光利用のあるエリアから極力距離を確保したエリアから選定する。
- ・特に、景観への影響については事業実施前から影響を予測し、影響の回避・低減に努める。
- ・村民や観光利用への影響が予測される事業を実施する場合には、事前に関係団体、村民への丁寧な説明を徹底する。



【事例3】

○属島等での資材残置

工事・事業概要：

特に兄島等、これまで多くの保全工事・事業が行われている属島には様々な資材が屋外に残置されている。中には既に関係する工事・事業自体が終了しているものもあると考えられる。

配慮の不足：

属島には一般の方が普段利用しないエリアが多いが、属島に残された良好な自然環境は地域にとっても宝であり重要な資源でもある。残置材等は役割がなくなり次第に撤去し、原状回復することでこれらの価値を損なわないようにする必要がある。

再発防止：

- ・工事・事業を行う際には、それに伴い発生する廃棄物を想定し、適正な処分も含めて実施するよう計画する。
- ・過去の工事・事業での残置材については、管理機関内で情報を共有する仕組みを構築し、必要に応じた撤去・回収が進むよう、協力・連携を図る。
- ・工事・事業を計画する際には、原状回復についても考慮し、より影響の小さくなる方法を選択するよう努める。

